# 第3回 大阪市同和問題に関する有識者会議について

1 開催日:平成26年1月27日(月) 午後3時~4時30分

2 開催場所:大阪市役所 7階 第6委員会室

3 出席者:(委員)

平沢 安政 委員(座長) 中尾 由喜雄 委員(座長代理)

 赤井
 隆史
 委員
 神原
 文子
 委員

 坂元
 茂樹
 委員
 阪本
 孝義
 委員

 谷口
 正時
 委員
 西田
 芳正
 委員

松浦 弘志 委員

(大阪市)

梶本 市民局理事 飯田 市民局ダイバーシティ推進室長

田井中 市民局人権企画課長 世古 市民局管理担当課長

籔中 大阪市人権啓発・相談センター所長

中川 大阪市人権啓発・相談センター相談担当課長 ほか

4 議題:(1) 市民局ダイバーシティ推進室の設置について

- (2) 平成25年度人権啓発の取り組みについて
- (3) その他
  - ・戸籍謄本等不正入手事件に係る本人告知の結果について

### 5 議事要旨

(1) 市民局ダイバーシティ推進室の設置について

平成 25 年 10 月 1 日付けの市民局の組織改正に伴い設置された、ダイバーシティ推進室について及び「ダイバーシティ」の考え方、今後、大阪市が取り組む人権施策について説明を行った。

○市民局の組織改正

女性の活躍促進を含む男女共同参画施策と従来の人権施策を一体的に推進することとし、名称も「人権室」を「ダイバーシティ推進室」に改めた。

ダイバーシティ推進室においては、人権施策を所管する「人権企画課」と事業所である「人権啓発・相談センター」、男女共同参画施策を所管する「男女共同参画課」の2課と1事業所を設置した。

また、男女共同参画の推進のため、新たに「女性活躍促進担当部長」と「女性活躍促進担当課長」を配置した。

○「ダイバーシティ」の考え方

「ダイバーシティ」という言葉については、英語の「Diversity&Inclusion」を語源とし、「多様性の受容」あるいは「多様性の包摂」と訳されており、その意味としては「人としての多様な外見上の違いや内面的な違いに関わりなく、認め合い、受け入れ、

共に生きることと理解されている。

また、ダイバーシティを推進することによりめざす社会とは、性別や国籍、年齢や 障がいの有無など外見上の違いや文化的背景や考え方、価値観など内面的な違いに関 わりなく、すべての人がその個性を生かして、自分の持てる力、能力を発揮できるよ うな社会であると考える。

大阪市がめざしている、すべての市民の人権が尊重されるまち・社会とは「大阪で住み、働き、集い、学び、活動するすべての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、受け容れ、共に生きるまち」であり、「差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、安心して暮らすことのできる心豊かで生きがいのあるまち」である。これは、「ダイバーシティ」の意味するところの「多様性を認め合い、受け入れて、共に生きる」という考え方に合致する。

#### (委員からの補足説明)

「ダイバーシティ」という言葉は、企業経営の世界では、国籍、性別、障がいの有無等というようなことに重点を置きながら多様な人材が能力を発揮できるような企業でなければならないということで、以前からアメリカなどでは、多様性を活力に活かそうという考え方はあった。

日本では、平成14年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」の内容を みると、様々な人権問題が生じている背景には、その同質性を重視しがちな性向があ り、同質性で縛るのではなく、多様性を認めていくという考え方で人権教育・啓発を 進めなければいけないという問題意識があったと思われる。

また、日本の多くの企業に「ダイバーシティ」の考え方が広がってきており、今後は、それらの機運をまちづくりや一人ひとりの意識の啓発に活かし、「共に生きる」だけでなく「共に創りだす」というダイバーシティの在り方をどう考えていくかが重要である。

# 【委員からのご意見】

- ・ 組織改正で、これまでの人権施策にプラスして男女共同参画施策が加わったが、障がい者施策などは切り分けられている。また、セクシャルマイノリティの問題がどの程度取り組まれていくのか。
- ・ 多様性の包摂という観点で取り組むことは意義あることだと思う。人権問題は、子 どものいじめや虐待、障がい者をめぐる問題等、多様にあり、市役所内の連携が必 要。それらの情報をダイバーシティ推進室でキャッチできる仕組み、体制が必要で ある。
- ・ 「ダイバーシティ」とともに「インクルージョン」(受容)が非常に大事である。マイノリティの方たちに対する人権侵害など、これまで問題視されないまま放置されているような状態があり、これまでは問題として取り上げられていなかった事が、問題として見えてきたら柔軟に、積極的に受容するような施策を講じていただきたい。
- ・ 新たに組織改正したダイバーシティ推進室の体制はどうなっているのか。人権の専 門的な知識や経験をもっている職員が企画をしていくのか。

- ・ 個々の職員や組織的に人権施策に取り組んでいこうという意欲的なものがあるのか。 人権施策の担当者の研修に携わったが、出席が半分程度であった。また、研修結果 の報告書を作ると聞いているが、結果の報告を受けていない。
- ・ 「ダイバーシティ」については、外見的な違いや内面的な違い関わりなく、認め合い、受け入れ、共に生きることとされているが、同和問題は違いを前提とした問題ではないと思われる。この違いを前提とした考え方と同和問題の考え方の差異をどう考えるのか。

# 【大阪市説明】

- ・ 障がい者施策など、それぞれの施策はそれぞれの部署が専門的に行い、ダイバーシ ティ推進室においてその情報をキャッチし、全体的な人権施策にフィードバックし ていくことが効率的であると考えている。
  - セクシャルマイノリティ等の問題については、大阪市全体でも十分捉えられていないところもあり、現在、ダイバーシティ推進室において検討している。
- ・ 全庁的な組織としては、市長を本部長とした「大阪市人権行政推進本部」があり、本部員として各局、室の所属長に加え、昨年度から、各区長も本部員となっている。また、その幹事会として、各局、室、区の総務課長が幹事となっており、それらの会議において、「大阪市同和問題に関する有識者会議」や「大阪市人権施策推進審議会」の報告等を適宜行っている。
- ・ ダイバーシティ推進室の人員は、以前の人権室の人員に男女共同参画課の人員を加 えた規模であり、個々の施策の担当部署と連携して施策に取り組んでいく。
- ・ 人権施策担当者の研修については、業務多忙が理由と思われるが、結果的に半数程度の参加となった。研修結果の報告書については、ワーキンググループ等で作業を行い、区長会議等で議論したうえで、現在、報告書内容が固まりつつある状況。できるだけ早い時期に報告できるよう進めていきたい。
- ・ 同和問題については、「内面的、外見的な違い」というよりは「社会的排除」を受けているという意味で、ダイバーシティの概念の「認め合う」という点が、大きな意味合いになるのではないかと思われる。

### (2) 平成25年度人権啓発の取り組みについて

平成25年度の人権啓発・相談センターで取り組んでいる、次の啓発事業の概要説明を 行った。

	事業概要
「地域密着型市民啓発事業」	人権啓発推進員の育成
「市民啓発広報事業」	市民の人権問題への理解を深めるための広報
「参加・参画型事業」	市民が主体的に人権を学ぶ機会の提供
「企業啓発推進事業」	企業における人権研修等の支援

# 【委員からのご意見】

- ・ 人権啓発情報誌「KOKORO ねっと」について、発行部数が2万7千部となっており、例えば大阪市全世帯の何%にあたるのか。年1回でも、カラー刷りでなくてもいいので、市内の中学校、高校又は全世帯に届けられるような取り組みができないか。本気で大阪市が人権啓発をしたいと思うのであれば、必要なところに情報が行き渡るような取り組みが必要ではないか。予算の関係があるかと思うが、市民一人ひとりに情報が行き渡るような手立てを講じていただきたい。
- ・ 市民の方全員がホームページにアクセスできる環境にあるとは限らない。それは、ダイバーシティの理念に沿った取り組みとなるのか。
- 人権啓発事業の検証会議において、どのような議論が行われ、整理されているのか。
- ・ 大阪市の同和対策事業について、市民の批判は今なお強いと思われる。そのような意識をどう軽減していくか、なくしていくかが問われている。同和対策は終わり、現在は一般対策となっていることを、市民に周知されているのか。事業の見直し状況はどうなっているのか。同和問題に関する啓発はどのように実施されているのか。同和問題に対する大阪市の姿勢を教えていただきたい。

## 【大阪市説明】

- ・ 人権啓発については、様々な工夫をこらしていく必要があると思っている。これまで も実施してきたが、例えば、ホームページに掲載している情報を市民の方に検索して もらえるような工夫など引き続き検討していきたい。
- ・ 啓発情報誌については、若者の人権に対しての関心が低い傾向にあるため、配置場所 の工夫も行い、若者への啓発をひとつの狙いとしている。誌面についても、人権とい えば非常に堅苦しいイメージとなりがちであるため、色づかいやデザインなど、でき るだけ分かりやすい表現にしていくよう努めている。
- ・ 一人ひとりに届く啓発というのが一番望ましいが、予算も限られており、いろいろな 媒体を活用しながら啓発を行っている。例えば、ホームページや大阪市の広報を活用 した啓発も行っており、大阪市の広報紙への記事掲載を年に数回行っている。今後も 効果の高い啓発を、費用対効果も踏まえながら検討していきたい。
- ・ 人権啓発事業の効果検証会議では、例えば広報誌の関係については、市民向け広報誌 と企業向けの広報誌を別で作成する意味合いはなにか、市民向けと企業向けを一本化 して、記事内容を市民向け、企業向けとすれば効率化できるのではないかといった積 極的な意見をいただいており、それらを踏まえて来年度の事業計画を立てていきたい と考えている。
- ・ 法に基づく特別措置としての同和対策事業は、法期限後終了し、以降は一般施策として対応することとなったが、社会的な事件もあり、また、法期限後に一般施策で実施してきた事業等の中には、市民から見ると同一の事業をしているよう見えるといったご意見もあったため、「地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会」を立ち上げ、施策の見直しを行ってきた。啓発事業についても見直しを行い、人権全般に対して焦点を広げた啓発事業を実施してきた。今後は、多様な課題について、ダイバーシティという観点でこれからの啓発というものを考えていきたい。

# (3) 戸籍謄本等不正入手事件について

職務上の請求用紙を大量に偽造し、それを用いて住民票の写しなどを不正に取得していた事件に対する前回の委員会以降の大阪市の取り組みについて次のとおり報告を行った。 (取り組み内容)

請求書偽造及び本市における戸籍等の不正取得が明らかであり、人権救済等の相談につなげていくことも必要であるとして個人情報保護審議会より答申を受け、不正に個人情報を取得された方に対して個別に事実告知を実施した。

告知に係る通知書は、市民局区政課住民情報グループから平成25年7月から8月にかけて3回に分けて発送し、不着等の返戻分については、再度調査のうえ10月に再送付を行った。

通知に対しての問い合わせ先は「市民局住民情報グループ」とし、人権侵害に関わる相談については「人権啓発・相談センター」を案内する取り扱いとした。平成26年1月21日現在の問い合わせ・相談件数は市民局住民情報グループへは52件、人権啓発・相談センターへは9件となっている。

主な問い合わせ内容については、「大阪市から急に通知が届いた。何事が起こっているのか」などの問い合わせが多数を占めており、その他「事件の概要を教えてほしい」、「何か対処をしないといけないのか。」といった問い合わせがあった。

# 【委員からのご意見】

- 戸籍謄本等を取得するのは、原則本人であるが、本人以外の場合は、その代理である という委任状が必要になるのではないか。
- 偽造されているということは、わからなかったのか。

### 【大阪市の説明】

- ・ 本人以外が戸籍謄本等を請求する場合、一般的には委任状が必要であるが、行政書士、司法書士等の8業士会については職務上の請求用紙があり、第三者の請求ではあるが委任状は免除されている。今回の戸籍謄本等不正入手事件の場合は、その請求用紙を大量に偽造し、請求が行われたものである。
- ・ 偽造されているということは、わからなかった。同じような請求書の番号での請求、 また、別個の方が同じような名前で請求を行っていたことにより発覚したと聞いてい る。

## 【全体を通しての各委員のご意見】

「行政データを活用した実態把握」について、府の方の報告もでていないのでという ことであったが、わかればもう少し詳しく教えてほしい。

(委員からの説明)

・ 府が現在おこなっているのは、「国勢調査データ」を使った分析で、大量のデータ の分析前の加工などに相当手間がかかり、現在ようやく分析にはいったような状態である。